

# 協議会規約の改定について

令和4年5月30日

P1 荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会規約

P8 荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策  
協議会規約

## 荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会 規約

（設立）

第1条 「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

（目的）

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川水系（東京ブロック）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 荒川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会及び幹事会には、オブザーバーを参加させることができる。

2 オブザーバーは、別表3の機関とする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年 8月24日から施行する。

本規約は、令和2年12月24日に改定する。

本規約は、令和4年 3月 9日に改定する。

本規約は、令和4年 5月30日に改定する。

千代田区長  
中央区長  
港区長  
新宿区長  
文京区長  
台東区長  
墨田区長  
江東区長  
渋谷区長  
中野区長  
杉並区長  
豊島区長  
北区長  
荒川区長  
板橋区長  
練馬区長  
足立区長  
葛飾区長  
江戸川区長  
立川市長  
武蔵野市長  
三鷹市長  
青梅市長  
小金井市長  
小平市長  
東村山市長  
東大和市長  
清瀬市長  
東久留米市長  
武蔵村山市長  
西東京市長  
瑞穂町長  
東京都 総務局 総合防災部長  
東京都 都市整備局 都市基盤部長  
東京都 建設局 河川部長  
東京都 下水道局 計画調整部長

気象庁 東京管区气象台 気象防災部長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所長

千代田区 行政管理担当部長、環境まちづくり部長  
中央区 防災危機管理室長、環境土木部長  
港区 防災危機管理室長、街づくり事業担当部長  
新宿区 みどり土木部長、危機管理担当部長  
文京区 危機管理室長、土木部長  
台東区 危機管理室長、土木担当部長  
墨田区 都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長  
江東区 土木部長  
渋谷区 土木部長  
中野区 防災危機管理担当部長、都市基盤部長  
杉並区 土木担当部長  
豊島区 危機管理監 土木担当部長  
北区 危機管理室長、土木部長  
荒川区 区民生活部長、防災都市づくり部長  
板橋区 危機管理部長、都市整備部長、土木部長  
練馬区 危機管理室長、土木部長  
足立区 都市建設部長  
葛飾区 都市整備部長  
江戸川区 危機管理部長、土木部長  
立川市 まちづくり部長  
武蔵野市 環境部長  
三鷹市 都市整備部長  
青梅市 都市整備部長  
小金井市 都市整備部長  
小平市 環境部長  
東村山市 まちづくり部長  
東大和市 都市建設部長  
清瀬市 都市整備部長  
東久留米市 都市建設部長  
武蔵村山市 都市整備部 建設管理担当部長  
西東京市 都市基盤部長  
瑞穂町 都市整備部長  
東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長、計画調整担当課長  
東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長  
東京都 建設局 河川部 計画課長、防災課長  
東京都 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長

気象庁 東京管区气象台 気象防災部長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長  
国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所長



川口市 危機管理部 危機管理課  
蕨市 市民生活部 安全安心推進課  
戸田市 危機管理防災課  
農林水産省 関東農政局  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社  
京成電鉄株式会社 安全推進部 安全推進課

## 荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

### （名称）

第1条 この会議は、「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、都、区等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、荒川水系（東京都）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなど、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

### （幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。

5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(専門部会等)

第6条 事務局は、第4条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会における議事概要は、事務局が作成し、あらかじめ出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所（調査課、品質確保・防災企画室）に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年6月22日から施行する。

本規約は、令和4年5月30日に改正する。

内閣府 企画官

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所長

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長

独立行政法人水資源機構 本社関東事業室長（特命審議役）

気象庁 東京管区气象台 気象防災部長

東京都 総務局 総合防災部長

東京都 建設局 河川部長

千代田区長

中央区長

港区長

文京区長

台東区長

墨田区長

江東区長

北区長

荒川区長

板橋区長

足立区長

葛飾区長

江戸川区長

【オブザーバー】

東京消防庁 警防部 特殊災害課長

川口市 危機管理部 危機管理課長

蕨市 市民生活部 安全安心推進課長

戸田市 危機管理防災課長

内閣府 参事官補佐

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長、総括地域防災調整官

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所副所長

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所 専門官

国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所 副所長

独立行政法人水資源機構 本社関東事業室長（特命審議役）

気象庁 東京管区气象台 総務部業務課長

東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長、防災対策課長

東京都 建設局 河川部 防災課長

千代田区 行政管理担当部長、環境まちづくり部長

中央区 防災危機管理室長、環境土木部長

港区 防災危機管理室長、街づくり支援部長

文京区 危機管理室長、土木担当部長

台東区 危機管理室長、土木担当部長

墨田区 都市計画部危機管理担当部長

江東区 危機管理室長、土木部長

北区 危機管理室長、土木部長

荒川区 区民生活部長、防災都市づくり部長

板橋区 危機管理部長、土木部長

足立区 危機管理部総合防災対策室長、都市建設部長

葛飾区 危機管理防災担当部長、都市整備部長

江戸川区 危機管理部長、土木部長

#### 【オブザーバー】

東京消防庁 警防部 特殊災害課長